

(平成27年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで
私は、昭和37年4月23日にA社へ入社し、38年6月1日にB社（現在は、C社）に移籍となり、39年2月29日まで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の管理部担当者及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における厚生年金保険の資格喪失日が昭和38年5月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年7月1日から20年8月15日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は19年7月1日、同資格の喪失日は20年8月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、130円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から23年12月頃まで

年金事務所から、A社において、昭和19年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録が判明したが、同資格の喪失日に係る記録が無く、資格喪失日を特定することができないため、基準に基づき、同年8月1日を資格喪失日とするとの通知を受けた。

しかし、私は、A社に在籍中の昭和20年4月1日に軍隊に召集され、軍隊から復員後の23年12月頃まで、同社に勤務していたので、同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を19年8月1日とされることに納得できない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年7月1日から20年8月15日までの期間について、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名の同一生年月日で、19年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、資格喪失日が記載されていない、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、A社において昭和17年6月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、18年12月17日に同資格を喪失しているところ、

当該被保険者記録の記号番号は、上記未統合の被保険者記録の記号番号と同一であることから、当該被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

さらに、上述のとおり、当該未統合記録には資格喪失日が記録されていないが、申立人は自身がA社在職中に徴兵されたことを具体的に記憶しているところ、B県から提出された申立人に係る軍歴確認書から、申立人は、昭和20年4月1日から21年6月15日までの期間において、C軍に召集されていたことが確認でき、当時の厚生年金保険法第59条の2では、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されており、これらのことから、申立人が申立期間のうち19年7月1日から21年6月15日までの期間にA社に在籍していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和19年7月1日とし、同資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった20年8月15日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から130円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月15日から23年12月頃までの期間について、A社は、20年8月15日に厚生年金保険法の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所になっていない。

また、A社は既に解散している上、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当時の同僚を記憶していない上、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が記載してあるページの前後数ページに記載してある被保険者は既に死亡している又はオンライン記録が確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 53 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人は、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 6 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 53 年 5 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

私は、大学卒業後、B 社に昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 8 月 20 日まで継続して勤務していた。同社と A 社とは同一企業であり経営者及び社名は変わったが、勤務場所及び仕事内容は変わっていないのに申立期間①及び②における厚生年金保険の記録が無い。

調査の上、申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和 53 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、雇用保険の記録及び申立人の所持する給料明細書により、申立人が A 社に勤務し、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細書により事業主が控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、14 万 2,000 円、報酬月額に見合う標準報酬月額は、11 万円であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められ

る保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる報酬月額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、同僚の供述及び申立人の所持する給料支払明細書から、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の所持する給料支払明細書により、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険被保険者資格を取得した日は、昭和52年5月1日となっていることが確認できる上、申立人が、同日に同社に入社したとする同僚も同年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人と同様オンライン記録と一致している。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る給与関係書類等を確認することはできない。

申立期間②のうち、昭和53年5月29日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められるものの、申立人の所持する給料明細書により、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち昭和53年5月29日から同年6月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月15日は55万9,000円、同年12月16日は46万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月16日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

賞与は支払われており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、申立期間①は55万9,000円、申立期間②は46万6,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賃金台帳等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額

に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 9210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

昭和44年4月1日にA社に入社した後、同社本社に在籍して2か月間研修を受け同年6月1日に同社C工場D部へ配属された。以後、平成2年3月16日に同社本社E部門に異動になるまで同社C工場に継続して勤務していた。

厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないが給与から保険料は毎月控除されていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された従業員台帳（発令情報）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及びF基金から

提出された厚生年金基金加入員資格喪失届には、申立人のA社に係る被保険者資格喪失日は昭和44年5月1日と記載されていることから、事業主は、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 9211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和42年6月1日付けでA社からB社に出向したが、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年5月31日とされており、被保険者期間に欠落が生じている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和42年6月1日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を65万3,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月20日
A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、育児休業期間であった申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書及びB社から提出された申立人の申立期間に係る個人別賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録から、事業主は、平成14年12月12日から15年10月15日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できるところ、この申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額は、上記の賞与支給明細書及び個人別賃金台帳から、65万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の国民年金については、時期は分からないが、私の母親が加入手続きを行ってくれ、平成3年4月から国民年金被保険者になっている。

申立期間の国民年金保険料については、私が就職するに際し、母親が、区役所で私の保険料の未納期間を確認し、平成7年4月から8年3月頃までの間に、他の未納期間の保険料を含め、区役所の窓口で納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人は、加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、当該加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したとする母親は、加入手続き時期及び保険料納付額等を憶^{おぼ}えておらず、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、母親が、申立人の就職に際し、申立人の国民年金保険料の未納期間を確認した上で、平成7年4月から8年3月頃までの間に、申立期間の保険料を含む未納期間の保険料を区役所の窓口で納付してくれたと主張しているが、i) 申立人が就職する直前の平成6年度及び7年度の保険料が、7年2月から8年3月頃までの間に現年度納付されていることがA市の国民年金被保険者収滞納一覧表等により確認できるものの、納付したとする当該時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達被保険者の資格取得日等から、4年7月ないし同年10月頃と推認され、当該時点において、申立期間

の保険料については、過年度納付により納付することとなるが、制度上、区役所の窓口で過年度納付することはできないことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7305 (事案 2384 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 63 年 8 月まで

私は、前回、勤めていた会社の退職を契機に最寄りの社会保険事務所(当時)の窓口で国民年金の加入手続を行い、その際、当該窓口で年金加入月数が足りないと年金を受給できないので不足分の国民年金保険料を支払うように説明を受け、その場で不足分の保険料を計算してもらい、3万円ぐらいを納付したので、申立期間の納付記録を訂正するよう申し立てたが、記録訂正は認められなかった。

今回、私は、昭和 58 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、同年 3 月からいつまでの分の保険料だったかよく分からないが、その場で3万円ないし10万円ぐらいを納付し、その後、納付方法や納付サイクル等の記憶は無いが、未納無く保険料を納付したことを思い出した。

国民年金保険料について、今まで未納が無いように納付してきたはずなので再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回申立てにおいて、i) 申立人は、申立期間について、具体的な期間を特定できず、未納期間のうちの3万円ぐらいの期間と述べるのみである上、納付したとする国民年金保険料額についても納付時期、納付場所等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 11 月に払い出されており、申立人は、同年 9 月から平成元年 1 月までの期間の保険料を元年 1 月に一括納付したことが確認できるが、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間の保険料額とおおむね一致することから、当該保険料納付と申立期間の保険料納付と

を混同している可能性がうかがえること等を理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年8月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、昭和58年3月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料について、その場で3万円ないし10万円ぐらいを納付し、その後、未納無く保険料を納付したことを思い出したと主張しているが、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、上述のとおり、昭和63年11月に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続きは、同年11月頃に行われたものと推認される上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人が保険料を納付していたとは考え難いこと、ii) 推認される当該加入手続き時点において、申立期間のうち、61年10月から63年8月までの期間の保険料について過年度納付及び現年度納付することは可能であるが、申立人から保険料を遡って納付したとの主張は無い上、申立人が主張する金額は当該期間の保険料を納付した場合の金額と乖離^{かい}していること、iii) 申立人は、58年3月に納付したとする3万円ないし10万円ぐら이가同年3月からいつまでの期間の保険料に当たる金額なのか記憶していない上、その後、に納付したとする保険料の納付方法及び納付サイクル等についても記憶が無いことから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が当時居住していた市の「国民年金記録表」等において、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す形跡を確認することができない上、申立人からも当該期間の保険料を納付したことを示す新たな資料等の提出も無い。

そのほかに、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 52 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 47 年*月か同年 6 月に市役所で私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、当初、母親が私の保険料のみを市役所で定期的に納付していたが、その後、時期は定かではないが、母親は自身の国民年金の加入手続を行い、自身の保険料と一緒に私の保険料を同市役所で定期的に納付していたと母親から聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親からは証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、母親が昭和 47 年*月か同年 6 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、52 年 10 月頃と推認され、申立人の主張する加入手続時期と一致しない上、当該加入手続時点において、申立期間の過半の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、母親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間当初から前述の推認される加入手続時期までを通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は

見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年9月から19年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年9月から19年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が、納付書によりコンビニエンスストアで、平成18年度から21年度までの間に納付してくれた。

私は、毎年、確定申告書に国民年金保険料領収証書を添付して、社会保険料控除の申告を行っているので、確定申告書を確認してほしい。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付してくれたとする母親は、保険料の納付時期及び納付額等を憶^{おぼ}えていないことから、申立人の申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、母親が平成18年度から21年度までの間に納付してくれたので、毎年申告を行っている確定申告書で確認してほしいと主張しているが、申立人の居住地の管轄税務署に申立人に係る確定申告書の保存状況を照会したところ、申立人の平成19年分の確定申告書は提出されていないとの回答があったこと、入手できた18年分、20年分、21年分及び22年分の確定申告書によると、20年分の確定申告書には社会保険料控除額欄に記載が無く、18年分、21年分及び22年分の確定申告書の社会保険料控除額欄に記載された国民年金保険料額は、各年のオンライン記録の保険料額と一致していることが確認できること、また、申立人は、申立期間のうち、平成19年6月分の保険料の納付書については、未納付のまま所持していることから、申立人の申立期間の保険料の納付を確認することができない。

さらに、申立期間は、平成 14 年 4 月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進された期間であることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの期間及び6年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から4年3月まで
② 平成6年6月

私は、平成3年5月頃に、両親と一緒に市役所の出張所に行き、国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料は、私が納付書により市役所でまとめて納付したと思うが、申立期間②の保険料の納付場所は、銀行だったかもしれない。納付時期及び納付保険料額の記憶は無い。

平成9年及び13年に市役所で私の国民年金の記録を確認した際に、記録はつながっているとされたにもかかわらず、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年5月頃に、両親と一緒に市役所の出張所に行き、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の基礎年金番号の付番日及び申立人の国民年金被保険者資格の処理日から、9年1月ないし同年5月頃と推認され、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書により市役所又は銀行で納付したと述べているが、申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付時期及び納付額について記憶が明確でない上、申立期間当時同居の両親からは、申立人の国民年金の加入手続や切替手続の実施並びに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる具体的な証言を得ることができないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の推認される加入手続時点において、申立期間①及び②の

国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立人の主張のとおり当該期間の保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる形跡は見当たらず、申立人の所持している年金手帳においても、手帳記号番号の記載が無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年頃から36年1月5日まで

昭和28年頃から継続してA社(後に、B社)に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社での被保険者資格の取得日が36年1月5日となっており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間のうち一部の期間において、A社及び名称変更後のB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の複数の同僚は、申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について記憶していない上、同社は現存しておらず、同社の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、入社当初の給料は、出来高払いであり、途中から月給制になった旨述べている。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及びB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和36年1月5日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録によると、A社は、昭和29年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前は適用事業所とはなっていない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 11 月頃から 62 年 10 月頃まで
② 昭和 62 年 10 月頃から 63 年 8 月頃まで

私は、昭和 61 年 11 月頃から 62 年 10 月頃まで A 社に勤務し、その後すぐに B 社に入社し、63 年 8 月頃まで勤務していた。当時の給与明細書に厚生年金保険料の欄があり、保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 61 年 11 月 17 日から 62 年 9 月 11 日まで A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 62 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうちほとんどの期間は、適用事業所となっていない。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚は、資格取得日より前から同社に勤務していたが、同年 10 月 1 日より前の期間の同社における被保険者記録は無いと回答している。

さらに、事業主は、「申立期間①当時の資料が残っておらず、記憶も定かでない。」と回答している上、申立人は、同僚の名前を覚えておらず、当該期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①における厚生年金保険の取扱いについて確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人の記憶するB社の所在地及び事業内容が、同社の商業登記簿謄本の記載内容と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間②当時、十数人の従業員がB社において勤務していたと述べているところ、オンライン記録によると、当該期間当時の同社における厚生年金保険被保険者は、事業主以外には一人しかおらず、当該者に照会したものの回答を得ることはできなかった。

また、B社は既に解散しており、事業主も所在が不明である上、申立人も、同僚の名前を覚えておらず、申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年10月1日から8年10月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から12年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から12年10月1日まで
申立期間の給与支給額は、厚生年金保険の標準報酬月額の記録と相違している。

調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年10月1日から8年10月1日までの期間について、オンライン記録により、当初、申立人の標準報酬月額については、当該期間のうち、6年10月から7年6月までは34万円、同年7月から同年11月までは15万円と記録されていたところ、同年12月13日付けで、遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人が当該期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「具体的な期間は分からないが、社会保険料を滞納していた期間があって、その支払方法等について社会保険事務所（当時）に相談に行った。そこで、滞納の解消方法等について指示され、それに従った。」と述べていることから、申立人はA社の代表取締役であり、事業主として、当該期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額訂正処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

申立期間のうち、平成8年10月1日から12年10月1日までの期間について、申立人が所持する8年分から12年分の所得税の確定申告書に記載されている社会保険料控除額が当該期間におけるオンライン記録の標準報酬月額（9万2,000円）に見合う保険料額と一致していることが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額は、定時決定により9万2,000円とされている上、遡及して減額訂正された形跡は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年8月14日まで
② 昭和30年5月25日から32年9月26日まで
③ 昭和33年2月26日から同年12月20日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、A社及びB社での被保険者期間54か月を基礎として計算され、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和34年3月3日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、海外転出し、我が国での年金制度に加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月
② 平成 16 年 8 月

A社から申立期間に賞与が支給されていたが、私の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に係る標準賞与額の記録が無いと申し立てている。

しかしながら、商業登記簿謄本により、A社は平成 21 年に解散し、23 年に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の代表清算人は、申立人の申立期間に係る賃金台帳を保管していないと供述している。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。